

# 仕 様 書

行財政局総務部 庁舎管理課

(担当 多田羅、高瀬 222-3046)

件名	市庁舎産業廃棄物（ペットボトル等資源ごみ）収集運搬業務（庁舎管理課）														
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで														
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 市庁舎（京都市役所本庁舎、西庁舎、分庁舎及び北庁舎をいう。以下同じ。）から排出する産業廃棄物（空き缶・空きびん・ペットボトル・小金属類・スプレー缶の資源ごみ（以下「資源ごみ」という。）の収集運搬業務（以下「本業務」という。）の受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。</p> <p>(2) 本業務で扱う産業廃棄物（資源ごみ）は、市庁舎から排出されるもので、再生利用を目的として分別したものとする。</p> <p>2 収集運搬の予定数量</p> <p>年間の予定数量は次のとおりとする。ただし、予定数量は、過去の実績及び予測によるもので、本市の都合により増減する。</p> <table><tbody><tr><td>(1) ペットボトル</td><td>4,500kg</td></tr><tr><td>(2) 空き缶（スプレー缶を含む。）</td><td>3,400kg</td></tr><tr><td>(3) 空きびん</td><td>1,800kg</td></tr><tr><td>(4) 小金属類</td><td>120kg</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9,820kg</td></tr></tbody></table> <p>3 本市業務の作業基準</p> <p>本業務は、次の作業基準により実施すること。</p> <p>(1) 収集日</p> <p>収集日は、別紙1のとおり</p> <p>(2) 作業時間</p> <p>作業は、午前7時から午前10時までの間に実施すること。</p> <p>(3) 収集場所</p> <p>産業廃棄物（資源ごみ）は、次の表の場所から収集する（詳細は別紙2のとおり）。</p> <table><thead><tr><th>場所</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)</td><td>京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地</td></tr></tbody></table> <p>(4) 作業内容及び搬入先等</p> <p>ア 産業廃棄物保管施設に集積された産業廃棄物（資源ごみ）を全て収集運搬し、適正に処分すること。また、収集に当たっては分別状況を確認し、分別できていないごみを発見した場合は、産業廃棄物保管施設において選別のうえ、適切に分別処理を行うこと。</p> <p>イ 収集後は集積場所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。</p> <p>ウ 収集後の産業廃棄物（ペットボトル）の搬入先</p> <p>名 称：株式会社エム・アール・シー</p> <p>所 在 地：京都市南区上鳥羽麻ノ本町14番地</p> <p>搬 入 条 件：(ア) 搬入日は収集日当日とし、午後5時までに搬入すること。</p> <p>(イ) 搬入に利用する収集車の荷室部分は常に清潔な状態を保持し、収集運搬時に（資源ごみ）の質を低下させないこと。</p> <p>搬入手数料：無料。（産業廃棄物（ペットボトル）の再資源化処理業務を別途契約するため。）</p> <p>エ ペットボトル以外の資源ごみについて、本業務の受注者が再資源化を行う</p>	(1) ペットボトル	4,500kg	(2) 空き缶（スプレー缶を含む。）	3,400kg	(3) 空きびん	1,800kg	(4) 小金属類	120kg	合 計	9,820kg	場所	住所	市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(1) ペットボトル	4,500kg														
(2) 空き缶（スプレー缶を含む。）	3,400kg														
(3) 空きびん	1,800kg														
(4) 小金属類	120kg														
合 計	9,820kg														
場所	住所														
市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地														

	<p>ためにそれらの資源ごみを有償で売却してもこれを拒まないものとする。ただし、無償の場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 作業の留意点</p> <p>ア 運搬中は収集した産業廃棄物（資源ごみ）が飛散しないよう荷台部分をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>イ 他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入しないこと。</p> <p>ウ 本業務の受注者は、作業従事者に対して、常に細心の注意を払い、本仕様書に沿った作業を適切に行うこと等を指導すること。</p> <p>4 受注者の資格要件</p> <p>受注者は、産業廃棄物の積卸を行う区域において、廃棄物処理法第14条第1項の許可を受けており、その許可証に記載された事業の範囲に廃プラスチック類が含まれていること。</p> <p>5 資格要件の確認</p> <p>受注者は、本業務の契約締結に当たり、上記4の許可証を行財政局総務庁舎管理課長に提出すること。</p> <p>6 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出</p> <p>マニフェストは、電子又は紙を使用する。</p> <p>(1) 電子マニフェストの使用</p> <p>ア 電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンターの JWNET を使用する。</p> <p>イ 電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者、処分業者及び京都市の三者が合意のうえ、運用を開始する。</p> <p>(2) 紙マニフェストの使用</p> <p>ア 本業務の受注者は、収集運搬業者から受領した紙マニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1票、B2票を収集運搬業者に手渡すこと。</p> <p>イ 本業務の受注者は処理終了後、残る紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、C2票を収集運搬業者に、D票を本市にそれぞれ10日以内を目途として速やかに送付すること。</p> <p>ウ 本業務の受注者は、処理後物を売却した場合は売却先を記入のうえ、E票を本市に10日以内を目途として速やかに送付すること。</p> <p>(マニフェスト送付先)      〒604-8571      京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地      京都市行財政局総務部庁舎管理課      TEL 075-222-3046</p> <p>7 報告書の提出等</p> <p>本業務の受注者は、当月分の収集日ごとの収集量及び処分結果を報告書にして翌月の14日までに行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。</p> <p>8 契約解除のときの未処理廃棄物の取扱いに関する事項</p> <p>契約を解除しようとするときに、本契約に基づき引き渡しを受けた産業廃棄物で未だ処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任の下、その産業廃棄物の処理について適切な措置を講じるものとする。</p> <p>9 委託料の支払</p> <p>委託料は、1箇月ごとに当該期間の業務完了後、年間委託料の12分の1を支払うものとする。</p>
--	---

契約条件	<p>10 その他の特記事項</p> <p>(1) 受注者は、契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること（上記4及び5参照）。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記入すること。</p> <p>(2) 受注者は、その実施に関し行財政局総務部庁舎管理課長と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。</p> <p>(4) 産業廃棄物保管施設の場所を変更したときは、本市の指示に従うこと。</p> <p>(5) その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。</p>
------	--

## 市庁舎産業廃棄物（資源ごみ）の収集運搬業務の作業日・時間について

1 本業務の作業日は以下の表のとおりとする。

- (1) 原則は、週2回（水曜日、金曜日）とするが、祝日等の関係から変更している場合があるため、収集日の確認を必ず行うこと。
- (2) 搬入施設の事情等により作業日を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。

2 各日の作業時間については、午前7時から午前10時までの間とする。

令和8年度予定表

2026年 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027年 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※ 7月17日と24日は祇園祭（山鉾巡行）、8月13日から15日まではお盆期間、10月22日は時代祭（行列巡行）

(収集運搬回数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
8	8	8	8	7	8	9	8	8	8	8	9	97

## 収集運搬車両の通行について

産業廃棄物保管施設への出入りは下図のとおりです。

時間の制約等があるため、注意してください。

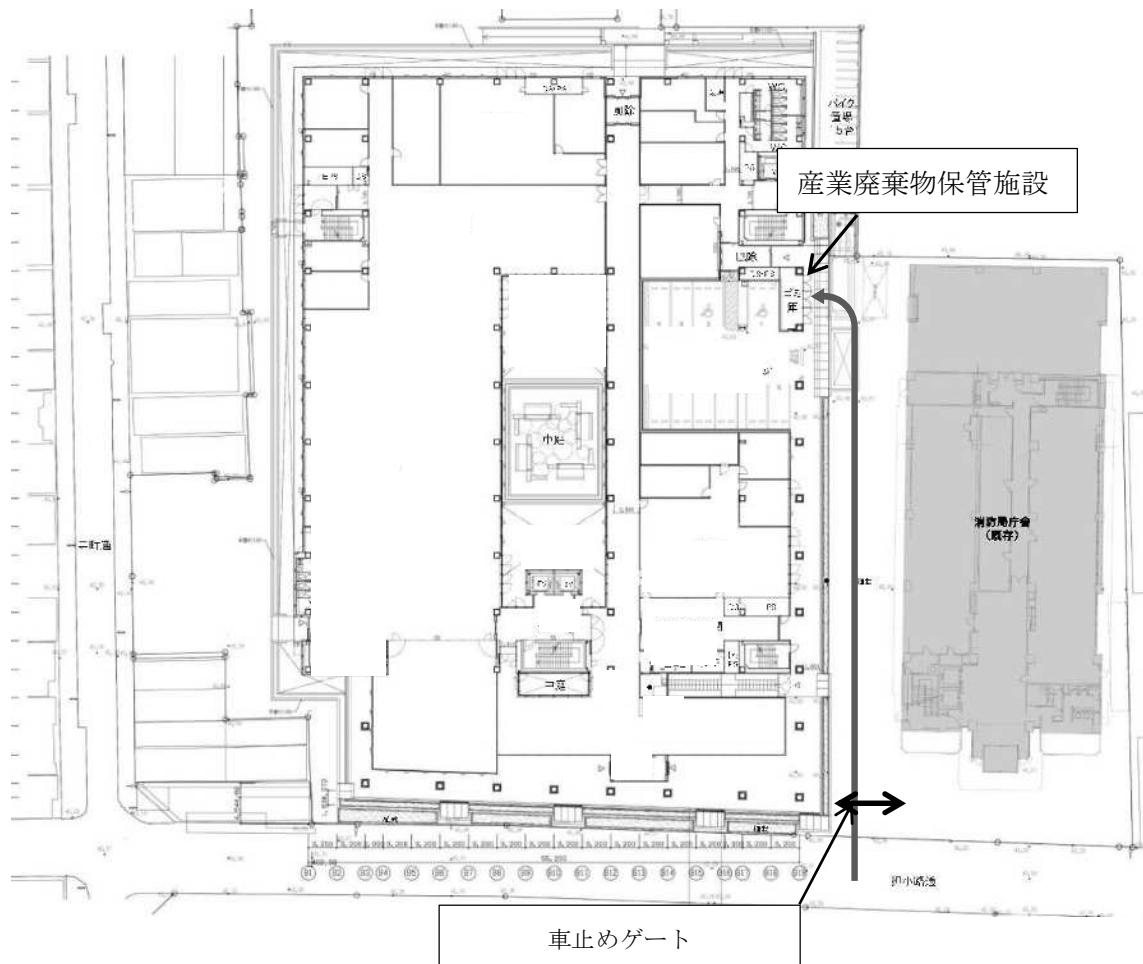
### ① 本・北庁舎



#### (注意事項)

- 1 午前 7 時から作業が可能です。
- 2 運搬車両は、押小路通（西側）の入口※から本・北庁舎の地下 1 階に進入し、廃棄物を収集後、押小路通（東側）の出口から退出してください。  
※ 入口の車止めゲートは、備付けのインターホンを使用し、警備員に解錠を依頼してください。
- 3 別紙 3 として進入路と退出路の図面を添付していますので参照してください。

## ② 分庁舎



### (注意事項)

- 1 午前7時から作業が可能です。
- 2 分庁舎の車止めゲートは、備付けのインターホンを使用し、警備員に解錠を依頼してください。

## 産業廃棄物

## 収集運搬

## 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業の範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<b>※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合</b>	
受注者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり